

平成 28 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

1 意見の募集等

(1) 食品衛生法第 64 条第 2 項 (国民等の意見の聴取) に基づくもの

周知方法 ねりま区報 (1 月 11 日号) および区ホームページに掲載。
生活衛生課および生活衛生課石神井分室での配布
区民情報ひろばでの閲覧

意見募集期間 平成 28 年 1 月 11 日から 2 月 1 日まで

(2) 練馬区食品衛生推進員会議での意見交換

平成 28 年 1 月 27 日 (水) に開催。出席者 14 名。

2 区民等からの意見の概要および区の考え方

(1) 意見数 0 件

(2) 食品衛生推進員会議での意見数 2 件

意見に対する対応

A : 意見を計画案に反映させたもの

B : 計画の実施の際に、参考とするもの

C : 計画案に趣旨が記載済であるもの

D : 今後、検討を行うもの

	ご意見	区の考え方	該当箇所	対応
1	< 区民への情報提供等について > ・食品衛生だよりなどで周知を行っているが、もっとわかりやすい内容のものを SNS (Twitter, Facebook など) などで、繰り返し発信して周知を行っているか？	区民へのより効果的な普及啓発手段として利用に努めます。	P5 1(1)ア 区民への情報提供等・媒体による情報提供	A
2	< 食育関連事業について > ・小さい時からの手洗いの習慣が大事である。保育園などで手洗いの指導は行っているのか？	現在も保育園や小学校での手洗い教室を行っています。今後も引き続き講習会を実施していきます。	P5 1(1)ウ 区民への情報提供等・食育関連事業	C

3 計画案からの変更点（下線部が変更点）

衛生上の危害発生の防止

1（1）年間実施予定（P.1）

（旧） 13,278 件（平成 27 年 9 月末現在）

（新） 13,273 件（平成 27 年 12 月末現在）

リスクコミュニケーション

1（1）区民への情報提供等（P.5）

ア．媒体による情報提供

（旧）広報紙および区のホームページを用いて実施します。

（新）広報紙、区のホームページおよび SNS（Twitter、Facebook）を用いて実施します。

4 監視指導計画（別紙）の公表

3 月下旬 生活衛生課で配布。また、区民情報ひろばに配置。

4 月 1 日 ねりま区報および練馬区ホームページに掲載。